

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の一部改正
（県例規集登載）
- 令和三年度における保安林内の立木伐採を皆伐によることができる面積の限度の公表

経営支援課

治山課

目次

担当課（室）

令和3年2月1日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四十九号

岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱（令和二年岡山県告示第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第七条第一項第二号中「四千万円」を「六千万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資について適用する。

令和3年2月1日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第五十号

令和三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和三年二月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太